

農地中間管理事業に関する事務処理要綱

平成26年 7月 1日制定
平成27年 4月 1日改正
平成28年 4月 1日改正
平成28年 9月 1日改正
平成29年 9月 6日改正
平成30年 4月 1日改正
平成30年 6月14日改正
平成31年 4月 1日改正
公益財団法人群馬県農業公社

第1 目的

この要綱は、公益財団法人群馬県農業公社（以下「公社」という。）が実施する農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）及び公益財団法人群馬県農業公社農地中間管理事業規程（以下「公社規程」という。）に基づく、農地中間管理事業（以下「事業」という。）の事務処理について、必要な事項を定める。

第2 業務の委託

- （1） 公社は、事業を効率的かつ円滑に推進するため、原則として県内全ての市町村、市町村農業公社及び農業協同組合等（以下「市町村等」という。）との連携の下に協力を得て、市町村等に業務の一部を委託する。
- （2） 事業に係る業務については、当該市町村における事業の進捗状況及び農地利用集積円滑化団体の活動状況を勘案し、業務を推進するうえで適切な委託先を選定する。また、同一市町村内において業務が重複しないよう配慮し、複数の委託先に委託することができる。その場合、業務を受託した市町村等（以下「業務受託者」という。）は、相互に連携し、情報共有を図りながら業務を行うものとする。
- （3） 業務の委託について、必要な事項は別に定める。

第3 貸付希望者の把握及び情報収集

- （1） 業務受託者は、経営規模の縮小、転換及び離農をしようとする農家等から、公社が実施する事業の利用意向について聞き取り等を実施し、農用地等の貸付希望者を把握する。
- （2） 業務受託者は、事業を活用しようとする貸付希望者から「農用地等貸付希望申出書」（様式第1号）を提出してもらい、必要事項を確認するとともに、当該農

地の現地調査等を行ったうえで、「農用地等貸付希望申出一覧」（様式第2号）及び「貸付希望農地調査票」（様式第7号）に取りまとめ、毎月5日までに公社に位置図（地番図や航空写真等）を添付し提出する。ただし、既に借受希望者が内定している場合は、「貸付希望農地調査票」（様式第7号）の作成を省略することができる。

- （3） 業務受託者は、貸付希望者に対し、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて説明することとし、その方法は、次のとおりとする。

ア 貸付希望者から「農用地等貸付希望申出書」（様式第1号）を提出してもらう際に、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付希望者に説明し、説明を受けたことを確認するため、貸付希望者に「所有者等チェック欄」へチェックしてもらう。

イ 貸付希望者と公社との間で、15年以上の農地中間管理権を設定する場合は、次による。

（ア） 上記アの説明に加え、貸付希望者と賃借料、契約期間、その他の条件等について協議・調整する際に、「機構関連事業について」（様式第1号の2）を2部交付し、対面で説明する。対面での説明方法については、農地中間管理事業の地元説明会等で職員が、農用地等の借受けに先立ち、複数人に対してまとめて行うことも可能である。また、「機構関連事業について」（様式第1号の2）中の「機構チェック欄」については、説明者が説明時にチェックする。

（イ） 貸付希望者が説明を受けたことを確認するため、説明の際に2部交付した「機構関連事業について」（様式第1号の2）のうち、1部について貸付希望者に記名してもらい、それを回収する。

（ウ） 業務受託者は、貸付希望者に対面で説明できない場合は、電話等での説明も可能とする。この場合、「機構関連事業に係る説明の確認について」（様式第1号の3）を郵送し、貸付希望者に記名後、返送してもらう。

ウ 説明に当たっての留意事項

（ア） 貸付希望者への説明は、あくまでも将来的な農用地等の農地所有者等の同意無しで機構関連事業が実施される可能性があることについて、貸付希望者に認識してもらうことを目的として行うものである。

（イ） 説明に当たっては、県が機構関連事業を実施する際には、あらためて事業説明会等を開催することについても説明し、貸付希望者が知らない間に機構関連事業が行われるかのような誤解が生じないように丁寧に行うようにする。

- （4） 市町村以外の業務受託者は、取りまとめた「農用地等貸付希望申出一覧」（様式第2号）及び「貸付希望農地調査票」（様式第7号）を市町村に提出し、市町村は記載事項を確認したうえで、公社に提出する。

- (5) 「農用地等貸付希望申出書」(様式第1号)の有効期間は2年間とし、貸付希望者は貸付希望申出書を提出した後に、貸付の意向がなくなった場合には、「農用地等貸付希望取下げ書」(様式第3号)を業務受託者に提出する。

第4 借受希望者の把握及び情報収集

業務受託者は、集落や地域の話し合いにより、今後の地域農業の中心となる農業経営体や認定農業者等の意向を把握し、農業者が経営の規模拡大や農用地等の集約化等を希望する場合には、農用地等の借受希望者として、公社が行う募集に応募するよう働きかける。

また、市町村及び地域において借受希望者が見込めず、かつ、貸付希望者が多数存在する場合には、公社と業務受託者は連携して、他地区の農業経営体や農業参入を希望する企業等に対して同様の働きかけを行う。

第5 借受希望者の募集

- (1) 公社は、市町村と協議のうえ、募集区域を市町村ごとに別に定める。
- (2) 公社は、法17条第1項に規定する借受希望者の募集を、ホームページその他適切と思われる方法で、募集区域ごとに行う。
- (3) 借受希望者が公社の行う募集に応募するときは、「農用地等借受応募書」(様式第4号)に必要事項を記入して、原則として公社に提出するものとする。
- (4) 業務受託者は、広報紙等で広く周知するとともに、第4で把握した借受希望者に対して、募集が行われていることを個別に周知する。
- (5) 借受希望者の募集について、その他必要な事項は別に定める。

第6 借受応募者一覧の作成・公表

公社は、法17条第2項の規定に基づき、取りまとめた「農用地等借受応募者一覧」(様式第5号)をホームページで公表するとともに、業務受託者に送付する。

第7 借受希望者と農地のマッチング

- (1) 業務受託者は、第6の「農用地等借受応募者一覧」(様式第5号)による借受応募者について、「借受応募者適格審査表」(様式第6号の1)により借受希望者としての適格性を審査するものとする。なお、複数の市町村に応募している等複数の業務受託者に関わる借受応募者がいる場合は、公社が調整を行う。
- (2) 業務受託者は、第3の「農用地等貸付希望申出一覧」(様式第2号)を基に農用地等の集積・集約化に資すると考えられる農地を選定し、貸付希望者及び(1)の審査の結果適当と認めた借受希望者に対して賃貸借料、契約期間、その他の条件等について確認を行う。
- (3) 業務受託者は、選定した農地とマッチングが可能と考えられる借受希望者に

ついて「借受希望者選定表」（様式第 6 号の 2）を作成し、公社規程第 13 条を踏まえ借受希望者に対する交渉の順番を定め、借受希望者と交渉を行う。なお、公社は、交渉の順番を定めるにあたり、必要に応じて業務受託者と協議・調整を行うことができるものとする。

- (4) 業務受託者は、交渉の結果、借受希望者が当該農用地等を借受けることについて合意した時は、マッチングが成立した旨を「借受希望者選定表」（様式第 6 号の 2）に「借受応募者適格審査表」（様式第 6 号の 1）及び「貸付希望農地調査票」（様式第 7 号）を添付して、公社に報告する。また、業務受託者が市町村以外の場合には、併せて、借受希望者選定表」（様式第 6 号の 2）により市町村に報告する。

- (5) 業務受託者は、借受希望者と交渉を行う際に、借受希望者に対し、機構関連事業が行われることがあることについて説明することとし、その方法は次のとおりとする。

ア 「農用地等借受申出書」（様式第 8 号）を交付し、対面で説明する。対面での説明方法については、農地中間管理事業の地元説明会等で職員が、農用地利用配分計画の案の作成に先立ち、複数人に対してまとめて説明することも可能である。

イ 農用地等の借受け、貸付けに係る地元調整を通じ、機構関連事業に取り組む機運が高いと思われる地域の借受希望者には、上記アの説明に加え、より詳しい説明資料「機構関連事業について(借受希望者向け)」（様式第 8 号の 2）を使用して説明する。

ウ 借受希望者に説明したことの確認方法は、「農用地等借受申出書」（様式第 8 号）への記名押印をもって行うこととする。

- (6) 業務受託者は、マッチングが成立した借受希望者に対して、「農用地等借受申出書」（様式第 8 号）2 部（正本 1 部、写し 1 部）を、当該農用地等の存する市町村に提出するよう指示するとともに、書類の作成等を支援する。

- (7) 市町村は、提出された「農用地等借受申出書」（様式第 8 号）について、記載事項を確認のうえ、公社に正本 1 部を送付する。

- (8) 公社は、送付された「農用地等借受申出書」（様式第 8 号）について、審査を行い、適当と認めるときは、法第 19 条第 2 項に基づき、「農用地利用配分計画（案）の作成について」（様式第 9 号）により、市町村に対し、農用地利用配分計画（案）の作成、提出を求める。

第 8 貸付希望者からの農用地等借入手続き

- (1) 公社は、市町村に対し、農用地利用配分計画（案）の作成を依頼するにあたり、貸付希望者からの農用地等の借入を決定し業務受託者へその旨を通知する。
- (2) 貸付希望者から公社への農用地等の借入は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による利用権の設定を基本とし、農用地利用集積計画が

活用できない場合は農地法第3条により行うものとする。また、具体的な手続きについては、各市町村及び農業委員会が定める手続きに従うこととし、業務受託者は、貸付希望者に対して手続きに係る書類の作成等を支援する。

- (3) 借受希望者が見つからない農用地等については、当該農用地等の情報を公社ホームページに公開し、借受希望者を探すとともに、市町村等と連携して、マッチングに努めるものとする。
- (4) 農地法第35条第1項に基づき通知された遊休農地の借入について必要な事項は別に定める。

第9 農用地利用配分計画（案）の作成

- (1) 市町村は、公社から農用地利用配分計画（案）の作成について依頼があった時は、「農用地利用配分計画（案）」（様式第11号）を作成する。
- (2) 市町村は、原則として、農業委員会に以下の事項について意見を求め、農業委員会は「意見書」（様式第12号）を提出する。
 - ア 貸付け後において周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響
 - イ 全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込み
 - ウ 借受希望者への農地貸付の適否
 - エ その他
- (3) 市町村は、農用地利用配分計画（案）及び農業委員会から提出された意見書の写しを指定された期日までに公社に提出する。

第10 農用地利用配分計画の決定・申請

- (1) 公社は、市町村から農用地利用配分計画（案）が提出されたときは、「農用地利用配分計画に係る審査表」（様式第6号の3）により、県の基本方針及び公社規程に適合するかについて農用地利用配分計画（案）の内容を審査する。
- (2) 公社は、農用地利用配分計画（案）並びに添付書類に不備があるときは、市町村に対して、補正又は追完を求める。
- (3) 公社は、審査の結果、適正であると判断した時は、農用地利用配分計画（案）に基づく「農用地利用配分計画」（様式第13号）を定め、県知事に「認可申請書」（様式第14号）を提出する。
- (4) 公社は、農用地利用配分計画が県知事から認可公告されたときは、借受希望者、業務受託者及び貸付希望者へ通知するものとする。

第11 賃貸借料の徴収及び支払い

- (1) 賃貸借料の徴収及び支払は、原則として口座振替により行う。
- (2) 具体的な手続きについて必要な事項は別に定める。

第 1 2 利用状況の報告

- (1) 業務受託者は、農用地等の借受け者に対して「農用地等の利用状況報告の提出について（依頼）」（様式第 1 5 号）により、農用地等の借受け者の会計年度終了後 2 か月以内に「農用地等利用状況報告書」（様式第 1 6 号）を 2 部提出するよう依頼する。
- (2) 業務受託者は、農用地等の借受け者から「農用地等利用状況報告書」（様式第 1 6 号）が提出された場合は、原則として現地調査を行い、適切に耕作されているか確認する。
- (3) 業務受託者は、現地調査の結果を踏まえ、「農用地利用状況報告集約書」（様式第 1 7 号）を作成し、農用地等の借受け者から提出された「農用地等利用状況報告書」（様式第 1 6 号）とともに、(1) の提出期限から 1 か月以内に公社へ提出する。

第 1 3 適正利用でない場合の賃借権等の解除

- (1) 公社は、第 1 2 の利用状況の報告を受けて、農用地等が適正に利用されていない場合は、現地調査を行い、農用地等の借受け者に対して適正利用を促す。
- (2) (1) を行っても適正に利用されない場合、または農用地等の借受け者が正当な理由なく利用状況の報告を行わなかったときは、公社は、「賃借権等の解除に係る承認申請書」（様式第 1 8 号）により、県知事に対して賃借権等の契約解除の申請を行う。
- (3) 公社は、県から契約解除の承認を得た後に、契約を解除する。

第 1 4 農地中間管理権に係る契約等の解除

- (1) 公社は、下記のいずれかの要件を満たす農地中間管理権を有する農用地等の契約等を解除することができる。
 - ア 農地中間管理権の取得後、2 年間を経過してもなお農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないとき。
 - イ 農用地等の貸付けが解除された後 2 年間を経過しても、なお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないとき。
 - ウ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- (2) 公社は、農地中間管理権に係る契約等を解除する場合は、「農地中間管理権の解除に係る承認申請書」（様式第 1 9 号）により、県知事に対して契約解除の申請を行う。
- (3) 公社は、県から契約解除の承認を得た後に、契約を解除する。

第 1 5 貸借契約等の変更・解約

- (1) 公社に農地を貸し付けた者が貸借契約の変更又は解約を希望する場合は、農

用地等貸付契約変更・解約申出書（様式第 2 0 号）により、公社に申し出るものとする。

公社は、申出書の内容を審査し、農地所在市町村と協議のうえ、やむを得ないと認めるときは変更（様式第 2 2 号）又は解約手続きを行うものとする。ただし、当該農用地等が貸し付けられている場合は、農用地等の借受け者と協議し、了解を得られた場合に限る。

- (2) 公社から農地を借り受けている者が貸借契約の変更又は解約を希望する場合は、農用地等借受契約変更・解約申出書（様式第 2 1 号）により、公社に申し出るものとする。

公社は、申出書の内容を審査し、やむを得ないと認めるときは変更（様式第 2 3 号）又は解約手続きを行うものとする。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 2 9 年 9 月 6 日から施行し、土地改良法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 39 号）の施行日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 3 0 年 6 月 1 4 日から施行する。

ただし、様式第 1 号及び様式第 1 4 号(別紙)認可申請書に添付する書類一覧表については、平成 3 0 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。